

市第 76 号議案 横浜市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準に
関する条例の制定 説明資料

1 制定の経緯

平成 23 年 8 月 30 日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号「第 2 次一括法）」により「食品衛生法施行令（以下「政令」という。）」及び「食品衛生法施行規則（以下「省令」という。）」が改正され、本市においても、食品衛生検査施設の設備等の基準について、条例で定めることとされました。

施行期日の経過措置が平成 25 年 3 月末で満了することから、条例を平成 25 年 4 月 1 日までに定めて施行する必要があります。

政令及び省令の改正概要

	旧	改正後
政令	<ul style="list-style-type: none"> ① 検査等に必要な職員を置くこと。 ② 理化学検査室、微生物検査室等を設けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県、保健所設置市又は特別区が設置する食品衛生検査施設の設備及び職員の配置について<u>条例で定めること。</u> ・ <u>設備については省令の基準に従うこと等</u>
省令	<ul style="list-style-type: none"> ③ ガスクロマトグラフ、分光光度計等必要な機械器具を備えること。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 検査等に必要な職員を置くこと。 ② 理化学検査室、微生物検査室等を設けること。 ③ ガスクロマトグラフ、分光光度計等必要な機械器具を備えること。

2 条例案の基本的な考え方

改正後の政令の趣旨に従い、改正後の省令の内容を市条例とします。

【市条例の概要】

- ① 検査等に必要な職員を置くこと。
- ② 理化学検査室、微生物検査室等を設けること。
- ③ ガスクロマトグラフ、分光光度計等必要な機械器具を備えること。

3 対象となる本市施設

衛生研究所、本場食品衛生検査所、南部市場食品衛生検査所、食肉衛生検査所の 4 施設です。